下水道使用料の徴収を怠る事実に関する住民監査請求について、地方自治法 (昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成28年8月31日

高松市監查委員 吉 田 正 己

同 鍋 嶋 明 人

同 藤原正雄

同 白 石 義 人

下水道使用料の徴収を怠る事実に関する住民監査請求の監査結果について

### 第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求の受付

本件請求は、平成28年7月4日に受け付けた。

3 請求の要旨(原文)

別紙事実証明書(①平成28年3月31日付朝日新聞香川版の「下水道料4645万円、高松市過少請求、市内の1事業者に」の記事)の記載によると、高松市上下水道事業管理者又は下水道料金徴収事務担当者は、適正な下水道使用料金の請求を怠り、未請求額4645万円と請求権が時効消滅していない2245万円の差額相当額の請求を違法に怠ったことにより請求権を時効消滅させて高松市に損害を与えたことは明白である。

高松市に本件損害が発生した原因及び経緯は、高松市上下水道事業管理者の説明によると、別紙事実証明書①記載の通りであって、高松市上下水道事業管理者又は下水道料金徴収事務担当者が、適正な下水道使用料金の請求を違法に怠り高松市に損害を与えたものである。本件怠る事実は、地方自治法第242条第1項に規定する違法な怠る事実に該当するものであ

る。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、上記事実証明書①記載事実の通り、適正な下水道使用料金の請求を違法に怠り、高松市に損害を与えた高松市上下水道事業管理者又は下水道料金徴収事務担当者その他の責任を有する者に対して、請求権を時効消滅させて高松市に与えた損害の補填をさせるほか、責任を有する者に対する懲戒処分その他の必要な措置を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

#### 4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第242条所定の要件を具備しているものと認めた。

## 第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求とこれに対する措置

1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由(原文)

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は、全く機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求める必要がある。

2 高松市長に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わな かった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。

# 第3 監査の実施

1 監查対象事項等

本件請求に係る監査対象事項は、高松市(以下「市」という。)の上下 水道事業管理者(以下「水道管理者」という。)又は下水道使用料徴収事 務担当者(以下「徴収担当者」という。)が、市内の1事業者に対する下 水道使用料債権4,645万円のうち消滅時効により失効した約 2, 400万円の債権の徴収を違法に怠った事実があるか否かという事項 である。

そして、その措置請求の内容は、その消滅時効に係る下水道使用料約 2,400万円の徴収を怠った水道管理者又は徴収担当者その他の責任を 有する者に対して、その損害を補填させるほか、懲戒処分その他の必要な 措置を講じるよう市長に勧告することを求めるというものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定により、請求人に対して、 平成28年8月2日に、証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求人か らは、新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

#### 2 監査対象局

本件監査対象局は、上下水道局お客さまセンターである。

#### 第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。 本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

#### 1 監査により認められた事実

本件監査は、監査対象局に事実照会するとともに、関係証拠書類の提出 を受けて精査するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を認定 した。

## (1) 市における公共下水道使用料の仕組み

市は、下水道法(昭和33年法律第79号)第3条の規定に基づき、 市内に公共下水道(以下「下水道」という。)を設置し、これを維持 管理しているものであり、同法第20条の規定によって、下水道管理 者として、条例の定めるところにより、下水道を使用する者から使用 料を徴収することができるとされているものである。

而して、高松市下水道条例(昭和39年高松市条例第57号。以下「下水道条例」という。)及び同条例の規定がその例によると定めている高松市水道事業給水条例(昭和34年高松市条例第13号。以下「給水条例」という。)の諸規定によると、市が設置する下水道の使

用料算出の仕組み及びその徴収方法などは、次のように定められている。

ア 使用料の額は、下水道条例別表第2により算出した額に100分の 108を乗じて得た額とし、1円未満の端数が生じたときは、これを 切り捨てる(下水道条例第15条)。

そして、下水道条例別表第2は、適用区分を「一般」と「湯屋業」に分け、一般については、1か月当たりの汚水排除量により6区分し、最少の8立方メートルまでのものは929円、それを超えるものは1立方メートルにつき最低109円、最高235円としており、湯屋業については、1立方メートル当たり35円としている。

- イ この使用料額算定の基礎となる汚水の排除量の算定については、
  - (ア) 上水道による汚水(以下「水道汚水」という。)を排除するために下水道を使用する場合は、給水条例の規定により算定した上水道の使用水量をもってその排除量とみなし(下水道条例第16条第1項第1号)、
  - (イ) 井戸水等による汚水(以下「井戸汚水」という。)を排除する ために下水道を使用する場合は、使用者の使用の態様を調査して 管理者たる市が認定するものとし(下水道条例第16条第1項第 2号)、
  - (ウ) 使用する水の量が下水道に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、使用者の申告により使用の態様を調査して管理者たる市が認定する(下水道条例第16条第2項)

ものとしている。

なお、水道汚水と井戸汚水を併せて下水道に排除している者は、(ア) による汚水排除量と(イ)又は(ウ)による汚水排除量を合算した汚水 排除量を基礎として、下水道使用料を算出することになる。

このように、井戸汚水の排除のため下水道を使用する者の下水道使 用料の算定には、井戸汚水の排除量の把握が不可欠なことであるため、 その排除量の多い使用者は、管理者たる市の態様調査・認定に備えて、 予め使用者側で井戸水計量用水道メーター(以下「井戸水計量メー ター」という。)を設置し、その指針測定により井戸汚水の排除量を 把握し、その測定結果に基づいて市の認定を受けることが慣行となっ ている。

- ウ こうして算定された下水道使用料は、水道料金と同様に、納入通知書、口座振替(自動払込みを含む。)などによる納付の方法により、2か月分をまとめて市が徴収する(給水条例第37条第1項)こととされており、その料金の納期限は、使用水量の点検日の属する月の翌月の15日(その日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日)とする(高松市水道事業給水条例施行規程(昭和37年水道局管理規程第3号)第12条の2)となっている。
- (2) 井戸汚水を市の下水道に排除している1事業者(以下「当該事業者」 という。)に係る下水道使用料過少徴収の事実を認知するに至った経 緯とその調査状況
  - ア 平成27年10月末頃、監査対象局のお客さまセンターの職員が、水道水と井戸水を併用している汚水排除事業者等の過去における水道水使用量(汚水の排除量も同一と看做されるもの)や井戸汚水排除量の状況を点検していたところ、当該事業者において、平成26年度の一時期に、相当多量の水道水を使用していたにもかかわらず、その使用に係る下水道使用料の請求も納付もなく、その一方、井戸汚水の排除量が激減し、その差が大きく不自然な状況があることを覚知したので、同年11月6日から同月26日までの期間、同センター所長以下3名の職員が、その使用現場に赴き現地確認をするなどの方法により調査した。
  - イ その結果、当該事業者の水栓情報に水道汚水に係る下水道使用情報が付加されていなかったため、水道料金は請求され、納付がなされたものの、下水道使用料は請求に至らず、納付されなかったことが明らかとなった。

そして、当該事業者の従前の水道水使用の状況や井戸汚水の下水道 への排除量を点検したところ、当該事業者所在地の周辺地域は、地下

水が豊富なところであり、用水を多量に必要とする事業者の多くは、 事業用水を主として地下水で賄っており、当該事業者も、一応、水道 使用のための水道メーターを設置して、水道使用者にはなっているも のの、水道水は殆ど使用せず、専ら地下水を事業用水として使用して いたところ、平成26年8月から同年10月までの間、井戸水揚水用 ポンプが故障し、それを修復する工事が完了するまで井戸水を使用す ることができなかったため、井戸水の使用に代えて水道水を使用しな ければならなくなり、その一時期、水道水の使用量が急増する一方(従 前は、平成25年度4期分(8、9月分)の使用量36立方メートル を除くと、全期間を通じて使用量が0であったものの、平成26年度 4 期分(8、9月分)が734立方メートル、平成26年度5期分 (10、11月分)が2,529立方メートルとなって急増している。)、 井戸汚水の下水道への排除量が激減する現象(その時期を除いた平成 22年度6期から平成27年度4期までの井戸汚水の当初認定排除 量の平均値が450立方メートルであるのに対して、平成26年度5 期分(10、11月分)の井戸汚水の当初認定排除量が78立方メー トルと激減している。)が生じていることが判明し、当該事業者の水 道水使用量と井戸汚水の排除量に大きい差が生じた現象は、当該事業 者の井戸水揚水用ポンプの故障による一時的なものであったことが 解明された。

- ウ その際、調査担当職員が、当該事業者において、井戸水だけを使用した場合であれ、さらにはその両方を併用した場合であっても、その汚水を下水道に排除する総量は、その使用条件等に変動がない限り、大きい差は出ないと推測されるところ、当該事業者の平成26年度5期分の水道使用量をもって排除量とみなされる2,529立方メートルという数値が、その前後における当該事業者の前記平均排除量450立方メートルの5倍以上に及んでいることに異常を覚え、そのいずれかに数値測定の誤りがあるのではないかと判断し、さらに検討を重ねた。
- エ その結果、水道使用量を測定する水道メーターなどの器具には何ら

の異常もなく、監査対象局の委託業者による検針業務にも何ら問題が ないことが確認できたので、井戸水測定器具かその測定作業に問題が あるのではないかという疑念が出てきた。

そこで、当該事業者が設置した井戸水計量メーターについて点検・調査したところ、当該事業者では、平成10年7月に、井戸汚水の下水道への接続認定を受けるに当たり、市による排除量の認定を受けるため、井戸水計量メーターを設置しているが、この井戸水計量メーターは、メーター製造メーカー製で、円形の測定数値表示盤が設けられ、その上半分の中央に、測定数値が6桁の数字が表示される数字枠があり、その左端から5番目までの枠は外周が同一であるものの、右端の枠だけは下部が一段下に下がって縦長になっていて、その枠内に表示される数字が水流に応じて0から9へと移動するのが分かるような配慮がなされており、その表示盤の下半分の中央上部に測定数値の単位を示す「㎡」の表示があり、中心には測定中に回転作動する指針が備え付けられているものであり、市担当職員が慎重に点検・調査したが、何ら異常は認められず、正常に機能するものであることが確認された。

市は、井戸水使用者が、井戸汚水を下水道へ排除するため、井戸水計量メーターを設置した際には、その器具を現場で点検・調査し、それが正常に機能することを確認することとしており、当該事業者が設置した井戸水計量メーターについても、文書保存期間を経過して関係資料が廃棄されているため、断定的に判断することはできないものの、その点検・調査を行い、それが正常に機能するものであることを十分に確認しているものと推認され、その設置当初からその調査時まで正常に機能してきたものと評価できるものである。

オ このように、当該事業者が設置した井戸水計量メーターの機能自体には異常がないとすると、残る問題は、その井戸水計量メーターに表示される測定数値の読み取り作業以降の事務作業に誤りはないかという疑念であり、市担当職員が過去の記録を精査して検討した結果、次の事実を解明した。

市は、当該事業者の井戸汚水の下水道への排除量を認定するに当た り、その都度、当該事業者が井戸水計量メーターの測定数値を読み 取って、市に報告することを求め、その報告数値に基づいて認定して きており、当該事業者による測定数値読み取りは正確に行われている ものと信頼してきたが、市が水道使用者から水道料金を徴収するため、 各水道使用者方に設置している水道メーターの仕組みが、使用水量表 示が6桁ではなく5桁である点を除けば、上記井戸水計量メーターと 概ね同じで、数字枠の右端の枠だけがその他の数字枠と異なり、水流 に応じて枠内の数字が0から9へと移動する仕組みになっているも のの、水道メーターでは、その枠の数値を単位未満として明示してい るのに対し、井戸水計量メーターは1の位の単位を示す数字としてい る相違があり、井戸水計量メーターの測定数値を水道メーターと同様 な読み取りをすると、実際の数値より1桁少ない10分の1の数値と して読み取る間違いが生じるおそれがあったため、当該事業者による 測定数値の読み取りの段階で、その誤りを犯し、その報告を受けた市 も、それに気づかないまま、それを基に排除量を認定した誤りを重ね てきたことにより、井戸汚水の排除量を本来の数値の10分の1に過 少認定するに至った。

# (3) 当該事業者に係る下水道使用料過少徴収事案の全貌

ア 市は、前項までの調査結果に基づき、過去の当該事業者の下水道使用料を全面的に再調査して、事案の全貌を明らかにすべく、過去の関係資料を収集したが、平成17年度以前の関係書類は文書保存期間経過により廃棄処分されていて存在しないため、再調査ができず、止むなく、その関係書類が存在する平成18年度以降について再調査したが、その結果は、末尾添付の別表の下水道使用料過少徴収一覧表に記載したとおりであり、当該事業者は、平成18年度2期分から平成27年度4期分まで、全期間を通じて、下水道使用料の過少納付が認められ、その総額は、正規の下水道使用料の過少納付が認められ、その総額は、正規の下水道使用料の総額が52,787,894円であるのに対し、すでに納付済の下水道使用料の総額は5,603,570円に過ぎず、実にその差額

47,184,324円が未納付の状態にある。

イ この下水道使用料過少徴収事案のうち、水道汚水に係るものは、平成25年度4期分と平成26年度の4期分と5期分の計3期分に過ぎず、その正規の下水道使用料の合計は756,061円、既納付金の合計は0円、未納付金の合計は756,061円となっている。

その余は、全て井戸汚水に係るものであり、その正規の下水道使用料の合計は52,031,833円、既納付金の合計は5,603,570円、未納付金の合計46,428,263円となっており、大部分は、この井戸汚水に係るもので占められている。

## (4) 当該事業者の下水道使用料過少徴収事案の発生原因とその責任

ア 当該事業者の下水道使用料過少徴収事案のうち、水道汚水に係るものは、前述のとおり、そもそも、市において、平成10年7月に、当該事業者につき下水道への接続認定を行った際に、当該事業者の水栓情報に、水道汚水に係る下水道使用開始情報を付加処理すべきであったにもかかわらず、その担当職員が、その事務処理をしなかったことに起因して発生したものであり、当該事業者が、水道水使用の設備を整えていたものの、前記井戸水揚水用ポンプが故障し、井戸水を使用することができなくなった例外的な場合を除けば、専ら井戸水だけを使用し、水道水を全く使用していなかったため、前記下水道使用料過少徴収事案の認知時まで長期間にわたって、その欠陥に気づかず推移してきたものであり、その責任は、専ら市側にある。

高松市上下水道局事務決裁規程(昭和43年水道局管理規程第3号) 及び高松市上下水道局事務分掌規程(平成10年水道局管理規程第2 号)の規定によれば、使用水量及び用途の認定並びに調定通知及び収入命令に関する事務の専決者は、監査対象局のお客さまセンター所長とされており、この下水道使用開始情報を水栓情報に付加処理する事務は、その事務を補助するお客さまセンターの職員が担当しているが、その付加処理を行うべき時期の関係記録が全て文書保存期間が経過して入しく、すでに廃棄処分されて存在せず、また、当該事務が執行されてから相当の年数が経過しているため、当時の正確な状況を、現 在においても、確知し、証言できる職員も存せず、それを補完すべく、 監査において収集できた全関係記録を精査しても、その当時に実際に それら事務を担当した者が誰であるかを特定することができない状 況にある。

イ 一方、当該事業者の井戸汚水に係る下水道使用料過少徴収事案は、 前述のとおり、市において、その使用料額の算定基礎である汚水排除 量を認定するに当たり、使用者である当該事業者が設置している井戸 水計量メーターの測定数値を当該事業者に読み取らせ、その数値を報 告させて、その数値を基に汚水排除量を認定する方法を採用していた ところ、当該事業者が、井戸水計量メーターの測定数値表示盤の最終 数字枠が水道メーターの単位未満数値を表示する最終数字枠と類似し ていたところから、水道メーターと同様に単位未満の数値と誤認し、 その測定数値を1桁少なく誤って読み取り、実際の測定数値の10分 の1の数値を市に報告し、その報告を受けた市の担当職員も、その数 値の正確性を検証することなく、そのまま認めて、排除量を認定した ことに端を発し、その後、同様な処理が継続されたことに起因して発 生したものであり、当該事業者は、そのメーターの表示する数値を読 み取る際に、桁数などを間違えず、正確な数値を読み取り、その数値 を正確に市に報告すべき注意義務があったのに、これを怠り、漫然と 前記過誤を犯し、一方、市の担当職員も、当該事業者の報告する前記 測定数値を漫然と信頼し、その正確性を検証しないまま、正規の数値 より10分の1という少ない排除量を認定する過誤を犯しており、そ れら両者の過誤が競合して発生に至っている。

この井戸汚水の排除量の認定事務も、前記と同様、お客さまセンターの職員(ただし、平成23年3月31日までは、都市整備部下水道管理課職員)であるが、当初の事務を担当した職員に関しては、前項にて論述した水道汚水に関する事務を担当した職員の特定ができなかった理由と同じ理由により、監査において収集できた全関係記録を精査しても、その当時に実際にそれら事務を担当した者が誰であるかを特定することができない状況にある。

- (5) 市による当該事業者に係る下水道使用料過少徴収事案の事後処理と 再発防止策
  - ア 市の下水道使用者に対する下水道使用料債権は、法第236条第1項の規定により、5年間これを行わないときは、時効により消滅するものとされ、同条第2項は、この時効消滅について、時効の援用を要せず、その利益を放棄することはできないとしているところ、当該事業者に係る下水道使用料過少徴収事案のうち、別表の下水道使用料過少徴収一覧表記載の平成18年度2期分から平成22年度4期分までの未納付に係る下水道使用料債権24,731,869円は、最終の納付期限が平成22年11月15日であり、本件調査終了時点で、すでに5年間が経過しており、その債権は時効により消滅しているものと認めざるを得ず、市は、当該事業者に対し、その履行を請求することができない状態になっていた。

しかし、平成22年度5期分以降から平成27年度4期分までの未 徴収下水道使用料債権22,452,455円は、時効消滅しておら ず、市は、本件調査終了後、当該事業者と協議を重ね、平成28年3 月4日付けで、当該事業者の経営母体である会社が、市の水道管理者 に対し、同会社がその債務全額を承認し、それを同年4月28日から 平成33年2月26日までの間、1回につき750,000円(ただ し、最終回は702,455円)を、30回にわたり分割して納付す る旨の債務承認兼分割納付誓約書を提出し、市と同会社間でその旨の 合意が成立している。

イ 市は、本件調査終了後、直ちに水栓情報に水道汚水に係る使用料に 関する情報を付加する処理を行うとともに、当該事業者に対し、井戸 汚水の下水道使用料を算定する基礎となる井戸水計量メーターの測定 数値を正確に読み取り、間違いのない数値を市に報告することを徹底 するよう指導し、改善措置を講じた上、今後、少なくとも年1回は、 当該事業者が設置している井戸水計量メーターの指針などを現地確認 する再発防止策を立てている。

# 2 監査委員の判断

(1) 当該事業者に係る下水道使用料過少徴収事案における「使用料の徴収を怠る事実」の存否とその違法性について

本件について、請求人は、市の水道管理者又は徴収担当者が、適正な下水道使用料の徴収を違法に怠っている事実があると主張しているので、先ず、その点について検討する。

ア 市の下水道使用料の賦課及びその徴収の事務は、市の上下水道局お客さまセンターの職員が担当するものであり、同職員は、当該事業者に係る下水道使用料の賦課・徴収に関し、「監査により認められた事実」の(3)及び(4)のア(本書8ページ以下参照)で明らかなとおり、平成17年度以前の状況は、文書保存期間経過により関係記録文書が破棄されているため確認できないものの、平成18年度以降において、水道汚水の関係では、水栓情報に水道汚水に係る下水道使用料に関する情報を付加する措置を講じていなかったため、平成25年度4期分及び平成26年度の4期分と5期分の下水道使用料合計756,061円を賦課・徴収していない事実が認められる。

前記担当職員は、市職員として、誠実に職務を執行し、下水道使用料の算定に当たっては、適正な料金額を遺漏なく算出し、賦課・徴収漏れがないように確実な措置を講ずべき注意義務があったのに、それを怠り、漫然と、当該事業者の水栓情報に下水道使用料の情報を付加する措置を執るのを失念した過失により、前記下水道使用料賦課の基礎資料を欠く結果を招来し、その下水道使用料の未徴収を惹起したものであり、その責任が前記担当職員にあることは認めざるを得ないものと判断する。

当該事業者は、その事業者所在地の周辺が良質な地下水に恵まれる地域であり、水道設備は備えているものの、平常時は専ら井戸水を使用し、例外的な場合を除いて水道水を使用することは殆どなく、現に平成18年度から本件調査時までの期間をみても、長期間に僅か前記3期分だけしか水道水の使用がない実情にあるが、その実情があっても、水道設備を備えている限り、経常的ではないものの、必要に応じ

て、いつ水道水を使用するか分からない状況にあることは容易に予測されるところであり、市担当職員としては、それに備えて水栓情報に下水道使用料に関する情報を付加する措置を講じておかなければならないことは当然のことと言わなければならないので、如何なる実情があったにせよ、その措置を講じていないことが容認されることでないことは明らかであり、前記実情があったことをもって、同担当職員の前記過失が滅却ないし減殺されるものではなく、前記判断に何ら影響を及ぼすものではないと思料する。

イ また、その余の井戸汚水に関するものについては、「監査により認められた事実」の(3)及び(4)のイ(本書8ページ以下参照)で明らかなとおり、その使用料算定の基礎である下水道への排除量を認定する資料である井戸水計量メーターの測定数値を読み誤って1桁少ない10分の1の数値で算定したため、平成18年度2期分から平成27年4期分までの間の適正な下水道使用料額が合計52,031,833円であったのに、その一部5,603,570円しか賦課・徴収しておらず、その差額金46,428,263円を賦課・徴収していない事実が認められる。

この事務を担当した職員も、市職員として、誠実に職務を執行し、下水道使用料の算定に当たっては、適正な料金額を遺漏なく算出し、賦課・徴収漏れがないように、使用料金額の算定基礎である井戸汚水排除量の把握に正確を期すべき注意義務があったのに、それを怠り、漫然と、当該事業者側に井戸水計量メーターが表示する測定数値を読み取って報告させ、その報告数値の正確性を検証することなく、その数値を基礎として排除量を認定する過失を犯したため、当該事業者側が井戸水計量メーターの表示していた数値を1桁少なく読み取って報告した過誤をそのまま受容して、前記下水道使用料過少徴収事案の発生を惹起し、その後の人事異動によりその事務を引き継いだ市担当職員も、その前例を踏襲して、同様に下水道使用料の過少徴収を繰り返し、本件調査に至ったものと認められ、その責任は、最初にその排除量認定の方法を導入した市担当職員にあると認めざるを得ないも

のと判断する。

この井戸汚水に係る下水道使用料過少徴収事案については、井戸汚 水の下水道への排除量の算定基礎となる井戸水計量メーターの測定 数値表示盤が、「監査により認められた事実」の(2)のエ(本書7 ページ参照)で明らかなとおり、6桁の数字で表示され、その末端の 数字が測定単位の立方メートルを表すものとなっているが、末端の数 字枠だけが、一般の水道メーターの使用量測定値表示と同様に、他の 数字枠と異なってやや縦長の形状で、その枠内に表示される数字が使 用水流に応じて0から9へと移動するのが目視できる構造となって いるところ、一般の水道メーターでは、その末端の数字枠に表示され る数字は測定単位の立方メートル未満の数字を表示するものである ところから、井戸水計量メーターの測定数値も一般の水道メーターの 測定数値と同じように末端の数字は測定単位未満のものと誤認し、実 際の測定値より1桁少ない10分の1の数値を読み取る間違いをし 易い状況になっているため、当該事業者の担当従業員が、当初から、 その間違いを犯し、井戸水計量メーターの表示数値を1桁少ない数値 と読み取り、それをそのまま市に報告した過誤が認められるものの、 当該事業者がその測定数値を読み取り、これを市に報告する方法は、 便宜、慣行としてなされてきたものに過ぎず、そもそも下水道使用料 算定の基礎である井戸汚水の下水道への排除量の認定は、「監査によ り認められた事実」の(1)のイ(本書4ページ以下参照)で明らかな とおり、下水道条例で、下水道管理者である市が、使用者の使用の態 様を調査して認定すべきものと定められており、使用者側の申告に基 づいて認定する申告制は採っておらず、ただ使用する水の量が下水道 に排除する汚水の量と著しく異なる場合は、使用者の申告により市が 使用の態様を調査して排除量を認定するとされているに過ぎず、前記 下水道使用料過少徴収が、当該事業者による測定数値読み取りの過誤 に原因しているという事実があっても、その事実は前記下水道使用料 過少徴収の原因が当該事業者の過誤と市担当職員の過失の競合によ るものであることを証左するにとどまり、市担当職員の過失を滅却な いし減殺するものではなく、市担当職員の過失を認める前記判断に何 らの消長も来すものではないと思料する。

しかし、最初にその井戸汚水に係る排除量の認定方法を採用した市 担当職員の取り扱い事務を引き継いだ後任の市担当職員は、当該事業 者の井戸水揚水用のポンプが故障して井戸水が使用できなくなり、水 道水の使用に切り替えざるを得なくなった異常が生じたことに伴っ て、水道水の使用量と井戸汚水の排除量の異変が生じたことを覚知し たことを契機として、本件下水道使用料過少徴収の事案が発覚するま で、その認定排除量に疑問を抱く転機となる異常現象などが全然ない まま、従前どおりに井戸汚水の排除量認定などの事務を継続していた ものであり、その在任中に本件下水道使用料過少徴収の事実を覚知し 得なかったとしても、その職務上、特に責められるべき過失があると までは認め難く、その責任はないものと判断する。

- カ 高松市上下水道局事務決裁規程及び高松市上下水道局事務分掌規程の規定によれば、使用水量及び用途の認定並びに調定通知及び収入命令に関する事務の専決者は、監査対象局のお客さまセンター所長とされており、水道汚水につき下水道使用開始情報を水栓情報に付加処理する事務や井戸汚水につきその排除量を認定する事務は、同所長を補助するお客さまセンターの職員が担当しているが、その付加処理を行うべき時期の関係記録や最初に井戸汚水の排除量を認定した当時の関係記録が、いずれも全て文書保存期間が経過して久しいため、すでに廃棄処分されて存在せず、また、当該付加処理事務が所定どおり行われなかった時点から相当の年数が経過しており、当時の正確な状況を、現在においても、確知し、証言できる職員も存せず、それを補完すべく、監査において収集できた全関係記録を精査しても、その当時に実際にそれら事務を担当した者が誰であるかを特定することができなかった。
- (2) 市の当該事業者に対する未納下水道使用料債権の時効消滅の有無と その損害賠償責任について

次に、請求人は、市の水道管理者又は徴収担当者が、適正な下水道

使用料と納付済使用料との差額金4,645万円の請求を怠り、その一部約2,400万円の下水道使用料債権を時効により消滅させ、市に同金額相当の損害を与えていると主張しているので、その点について検討する。

ア 市が下水道使用者に対して有する下水道使用料債権は、金銭の給付を目的とする金銭債権であり、法第236条第1項の規定により、5年間これを行わないときは、時効により消滅するものとされ、同条第2項は、この時効消滅について、時効の援用を要せず、その利益を放棄することはできないとしているところ、当該事業者に係る下水道使用料過少徴収事案のうち、別表の下水道使用料過少徴収一覧表記載の平成22年度4期分の下水道使用料は、「監査により認められた事実」の(1)のウ(本書5ページ参照)で示した規定により、その納期限は平成22年11月15日であり、本件調査が終了した平成27年11月26日現在で、すでに5年間が経過しており、その債権は時効により消滅しているものと認められるので、それ以前に納期限が到来している平成18年度2期分から平成22年度4期分までの未納付に係る下水道使用料金債権24,731,869円は、全て時効により消滅しているものと認めるほかはなく、市は、当該事業者に対し、その履行を請求することができない状態になっていたものと判断する。

従って、市は、時効消滅に係る前記下水道使用料24,731,869円相当額の損害を被ったことは明らかである。 イ 請求人は、この時効消滅に係る下水道使用料債権について、市の水 道管理者又は徴収担当者が、その請求を怠り、時効消滅させたと主張 しているのであるが、そもそも、市側が、当該事業者に係る下水道使 用料過少徴収の事実を覚知し、未納付の下水道使用料があることを知 ったのは、本件調査を終えた時点であり、その時点では、すでに時効 により消滅した債権は消滅時効の期間が経過し、時効が完成しており、 法第236条第2項の規定が、その時効消滅について、時効の援用を 要せず、その利益を放棄することもできないとしているところから、 その請求をすることができない状態になっていたことが明らかであっ たため、その請求をしなかったものに過ぎず、時効消滅していない平成22年度5期分以降から平成27年度4期分までの未徴収下水道使用料債権22,452,455円の債権については、市が、本件調査終了後、速やかに当該事業者と協議を重ね、平成28年3月4日付けで、当該事業者の経営母体である会社が、市の水道管理者に対し、同会社がその債務全額を承認し、それを同年4月28日から平成33年2月26日までの間、1回につき750,000円(ただし、最終回は702,455円)を、30回にわたり分割して納付する旨の債務承認兼分割納付誓約書を提出し、市と同会社間でその旨の合意を成立させ、その債権を保全しているので、市担当職員が、その債権の存在を知りながら、その請求を怠ったものでないことは明らかであり、違法に下水道使用料の徴収を怠った事実があるとは、到底、認められないものと判断する。

従って、時効消滅に係る下水道使用料債権は、前項の検討結果で明らかなとおり、そもそも下水道使用料過少徴収の原因を創出した監査対象局お客さまセンターの前記担当職員の過失により惹起されたものであり、その担当職員には、当然、それによって受けた市の損害を賠償すべき責任を問うことができるものと判断されるが、前項で論述したとおり、その行為時からすでに18年近い年月が経過している現時点において、文書保管期間経過のため、それを判断する資料が存在しておらず、事務を行った担当職員を特定することが不可能であるため、残念ながら事実上、その責任を問うことが困難な状況にあり、市が講じるべき措置の途は閉ざされていると言う他はないものと思料する。

そうすると、本件における措置請求すべき相手は市長ではなく、水 道管理者であるが、水道管理者に対し、前記市担当職員に対する損害 賠償を請求すべき措置を求めることは、できないことを行うことを求 めることになり、何の意義もなく、無為に帰することは明らかと言わ なければならないので、その措置請求には理由がないものと判断する。

(3) 請求人が求めている担当職員に対する懲戒処分について

最後に、請求人が本件に関して求めている担当職員に対する懲戒処 分について付言する。

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民が住民監査請求において請求できる措置として、「当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきこと」であると規定しているところ、市担当職員に対する懲戒処分は、その任命権者が、地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び関係条例等の規定に基づき、必要に応じて適正な手続により行うべきものとされており、その運用は任命権者の専権・裁量に委ねられ、懲戒処分の要否やその程度などは、任命権者自身が諸般の事情を考慮して合理的な裁量の範囲内で判断・対処すべきものと言わざるを得ず、監査委員が立ち入るべき問題ではないと考えられ、法第242条第1項所定の措置のいずれにも該当しないものであることは明らかであり、到底、その請求を容認することができるものではないと思料されるので、請求人の前記主張は失当であると言わなければならない。

以上検討のとおり、請求人の主張は、いずれも何ら理由がなく、失当であ り、措置請求には理由がないものと判断する。

# 当該事業者に係る下水道使用料過少徴収一覧表 【H18年度2期~H27年度4期 57期分】

正規使用料金額(A)			納付済額(B)		未納付額(円)	
年度	期	排除量(m³)	下水道使用料(円)	排除量(m³)	下水道使用料(円)	(A)-(B)
18	2	3,900	802,588	540	93,838	708,750
	3	4,200	867,163	570	99,351	767,812
	4	4,910	1,019,991	641	112,397	907,594
	5	4,660	966,178	616	107,803	858,375
	6	4,660	966,178	616	107,803	858,375
19	1	4,300	888,688	580	101,188	787,500
	2	4,956	1,029,892	645	113,132	916,760
	3	4,364	902,464	587	102,474	799,990
	4	5,216	1,085,857	671	117,909	967,948
	5	4,904	1,018,699	641	112,397	906,302
	6	5,220	1,086,718	672	118,093	968,625
20	1	4,130	852,096	563	98,064	754,032
	2	4,810	998,466	631	110,559	887,907
	3	7,640	1,607,623	914	162,561	1,445,062
	4	7,757	1,632,807	925	164,582	1,468,225
	5	5,307	1,105,445	681	119,747	985,698
	6	5,175	1,077,032	667	117,174	959,858
21	1	4,076	840,472	558	97,146	743,326
	2	4,556	943,792	606	105,966	837,826
	3	5,247	1,092,530	674	118,461	974,069
	4	5,671	1,183,796	717	126,362	1,057,434
	5	5,379	1,120,943	688	121,033	999,910
	6	4,818	1,000,188	632	110,743	889,445
22	1	3,247	662,030	475	81,894	580,136
	2	4,155	857,477	565	98,432	759,045
	3	4,365	1,032,600	550	109,860	922,740
	4	4,828	1,146,498	633	127,373	1,019,125
井戸		132,451	27,788,211	17,258	3,056,342	24,731,869
水道水計			0		0	0
					小計	24,731,869

(C)

正規使用料金額(A)				納付済額(B)		未納付額(円)
年度	期	排除量(m³)	下水道使用料(円)	排除量(m³)	下水道使用料(円)	(A)-(B)
22	5	6,397	1,532,472	789	160,289	1,372,183
	6	1,671	369,876	317	60,697	309,179
23	1	3,422	800,622	493	97,833	702,789
	2	3,668	861,138	516	102,686	758,452
	3	4,155	980,940	566	113,236	867,704
	4	4,335	1,025,220	583	116,823	908,397
	5	4,131	975,036	564	112,814	862,222
	6	3,445	806,280	494	98,044	708,236
24	1	3,653	857,448	515	102,475	754,973
	2	1,995	449,580	350	67,660	381,920
	3	4,568	1,082,538	607	121,887	960,651
	4	4,321	1,021,776	582	116,612	905,164
	5	2,524	579,714	402	78,632	501,082
	6	1,819	406,284	332	63,862	342,422
	1	2,085	471,720	359	69,559	402,161
25	2	2,560	588,570	406	79,476	509,094
	3	5,098	1,212,918	659	132,859	1,080,059
	4	3,471	812,676	351	67,871	744,805
		(水道水) 36	4,290	0	0	4,290
	5	5,210	1,240,470	525	104,585	1,135,885
	6	2,905	673,440	295	56,055	617,385
26	1	3,278	765,198	332	63,862	701,336
	2	3,760	911,215	380	76,137	835,078
	3	3,238	778,731	328	64,849	713,882
	4	4,297	1,047,506	433	87,643	959,863
		(水道水) 734	152,984	0	0	152,984
	5	736	153,418	78	11,530	141,888
		(水道水) 2,529	598,787	0	0	598,787
	6	2,363	556,656	240	45,746	510,910
27	1	3,109	745,991	315	62,027	683,964
	2	3,402	820,355	344	68,322	752,033
	3	3,099	743,453	314	61,810	681,643
	4	4,001	972,381	404	81,347	891,034
井戸水計		102,716	24,243,622	12,873	2,547,228	21,696,394
水道	水計	3,299	756,061	0	0 小計	756,061
	22,452,455					

合計 47,184,324 (C)+(D)

(D)

(注) 1 排除量は(水道水)と特記しているもの以外は井戸汚水に係るものである。 2 井戸汚水に係る排除量については、使用者からの減量認定申請により、平成22年度5期分から平成25年度3期分までの期間は、冷却塔使用水量730 m<sup>3</sup>及び散水栓使用水量20 m<sup>3</sup>の合計750 m<sup>3</sup>を1か月の減水量として認定し、平成25年度4期分以降は、散水栓使用水量20 m<sup>3</sup>を1か月分の減水量として認定している。